

居宅介護支援事業所オリオノナーシングセンター

運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社モリタが設置する「居宅介護支援事業所オリオノナーシングセンター」（以下「事業所」という）において実施する指定居宅介護支援事業所（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（平成9年厚生省令第53号に定める介護支援専門員実務研修の修了者）が要介護等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択にもとづき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。

5 前4項のほか、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 居宅介護支援事業所オリオノナーシングセンター

（1）所在地 大阪府堺市南区庭代台2-8-3

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤職員）

管理者は事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（2）介護支援専門員 1名（常勤職員） ただし、業務の状況により増員することができる。

介護支援専門員は要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や、置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月31日から1月3日迄、及び国民の祝日は休業。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。(但し、土曜日は午後0時30分まで)

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 この事業所で行う事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応を本事業所の相談室及び利用者宅等への訪問により行う。
- (2) 利用者宅等を訪問し、利用者及び家族等と面談し、利用者の生活全般についての状態を把握し、利用者が自立した生活を営めるように支援するため、MDS－HC方式を用いて課題分析を実施する。
- (3) 利用者及びその家族の希望並びに利用者についての把握された解決すべき課題に基づき、サービスの目標及びその達成時期、サービスを利用する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画原案の作成を行う。
- (4) 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスの担当者を招集もしくは担当者に対する照会を行い、サービス担当者会議を原則利用者宅にて開催し、担当者からの専門的見地からの意見を求める。
- (5) 居宅サービス計画について、その種類・内容・料金等についての説明を行い、利用者及びその家族等から同意を得てから、指定居宅サービス事業所等からのサービス提供が行われる。
- (6) サービス利用状況と継続的な把握や評価を行うために、最低1ヶ月に1度訪問を行い、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握や居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の確認及び連絡調整等を行う。
- (7) 希望や状況に応じたサービスの連絡調整を行う。
- (8) 前号に定める内容として、堺市や地域包括支援センター等の関係機関からの求めに応じて、情報や事例の提供を利湯尾者及び家族の同意を得て行う。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）による額とする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実質を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所からおおむね 1キロメートル未満 500円
- (2) 事業所からおおむね 1キロメートル以上 1000円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は堺市・和泉市の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 介護支援専門員等は、利用者の居宅に訪問中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第10条 提供した指定居宅介護支援事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切な対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする（担当者：西尾伊織）。

（個人情報の保護）

第11条 本事業において知り得た利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、適宜虐待を防止するための研修を従業者に実施し、利用者及びその家族等からの苦情処理体制の整備を行うとともに、虐待防止のための必要な措置を行うものとする（担当者：西尾伊織）。

（暴言・暴力・ハラスメントに関する事項）

第13条 事業所は、利用者や従業者に対する暴言・暴力・ハラスメントの防止のため、体制整備を行うとともに、必要な措置を行うものとする（担当者：西尾伊織）。

（感染症に関する事項）

第14条 感染症の発生及びまん延等に関する取組についての徹底を求める観点から、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組む（担当者：西尾伊織）。

（その他の運営についての留意事項）

第15条 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社モリタと当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。